

3. 健康保険部の主な事業の内容

長寿政策課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 健康生きがい対策の推進	36,362	35,703	37,698	国 3,721 県 115	
① 高年齢者労働能力活用事業	16,245	16,245	17,690		働く意欲を持っている高齢者がその経験、能力、希望を活かして相互に協力し、地域社会の活動と密接な連携を保ちながら働く機会を提供するシルバー人材センターへ運営費を助成する等。
② 老人クラブ活動助成事業	12,409	11,810	12,054	国 3,721 県 115	教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動を実施して老後の生活を健全で豊かなものとし、老人福祉の増進を図り、クラブの拡充と活動の活発化を図るため運営費を助成する。 令和5年度実績 (1)単位クラブ助成 3,888 千円 (2)市老人クラブ連合会活動助成 6,836 千円 (3)高齢者世代間交流委託事業 118 千円
③ 敬老事業	7,708	7,648	7,954		多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝すとともに市民一人ひとりが老人福祉に関心と理解を深めることにより高齢化社会における老人福祉の向上を図る。 令和5年度実績 (1)敬老祝記念品の支給 1,747 千円 (2)各学区敬老会祝金贈呈 5,900 千円
2. 高齢者福祉対策の推進	27,481	30,195	26,995	県 6,576	
① 老人日常生活用具給付等事業	9,846	9,846	9,845		一人暮らしの高齢者等に対し福祉用具を給付・貸与することにより身体的機能の低下防止と機能回復を図る。 ・電磁調理器 ・火災警報 ・緊急通報装置
② 小規模住宅改造助成事業	13,329	17,561	13,329	県 6,576	日常動作訓練機能が低下した高齢者が在宅で生活できるための便所・風呂場・段差解消等の住宅改造に対し助成を行い、介護保険の住宅改修事業とあわせて在宅福祉の向上を図る。

事業名 項目	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
③ 寝具丸洗いサービス事業	1,558	1,432	1,621		在宅のねたき高齢者等の衛生の向上を図ることを目的に、寝具等の丸洗いサービスを実施する。
④ ショートステイ事業	2,748	1,356	2,200		社会適応が困難なひとり暮らしの高齢者や虐待を受けていて緊急に避難する必要がある者を養護老人ホームで一時的に受け入れる。
3. 老人保護措置事業	423,784	434,927	423,783	分 124,039 使 1 諸 1	老人福祉法第11条の各号に規定する高齢者が施設に入所し生活の安定と福祉の増進を図る。
4. 地域包括支援センター運営事業	112,977	114,977	129,649	使 129,559 諸 90	要支援認定を受けた被保険者の「介護予防サービス計画」の作成業務の居宅介護支援事業所への委託及びセンター管理運営費。
5. 管理運営事業	10,123	692,449	9,854		管理運営費 令和5年度実績 (1)高齢者生活支援商品券交付事業 583,748千円 (2)その他管理運営費 9,459千円
6. 災害時要支援者対策事業	2,402	2,400	2,525		災害時に支援が必要となる高齢者への対策を講じるため、平常時からの災害対策を図る。
7. 高齢者福祉計画推進事業	6,331	6,229	388		大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定及び進捗管理を行う。
8. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	21,670	20,237	23,332	諸 19,316	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。
9. フレイル予防事業	8,379	4,908	5,181	繰 5,181	節目年齢となる65歳高齢者を対象に、フレイル（虚弱）予防を目的として、介護予防啓発パンフレットや「お口のチェック」など5項目から選択できる無料体験チケットを送付する。
合 計	649,509	1,342,025	659,405	分 124,039 使 129,560 国 3,721 県 6,691 諸 19,407 繰 5,181	

長寿施設課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 高齢者施設等管理事務事業	2,178	3,457	2,681	財 1,511	管理運営費
2. 介護保険事業計画推進事業	157	164	330		第9期計画において整備目標に掲げた施設サービス事業者、地域密着型サービス事業者の採択に係る選考を大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会で行う。
3. 介護サービス事業所管理事業	3,802	20,432	801		市内の介護サービス事業所の指定(新規・更新)に係る審査や事業所の各変更届等の受理、処遇改善加算等の審査を行う。
4. 地域密着型サービス施設整備補助事業	0	59,474	19,175	諸 19,175	第9期計画の整備目標に基づき採択した地域密着型サービスについて、整備する法人に対し、施設の開設時に必要な経費を補助する。(令和6年度は補助予定なし) 県補助金を活用して取得した介護事業所の廃止による施設の財産処分で生じる返還金を精算する。
5. 介護保険施設整備補助事業	420,000	420,000	0		第9期計画で整備目標に掲げている介護老人福祉施設の施設整備費に対する補助金を交付する。(令和6年度は補助予定なし)
6. 介護人材確保対策事業	24,655	24,672	20,893	県 1,300 繰入金 200	市内の介護サービス事業所に就業する人の増加、定着のための機会創出や事業所の育成に資する事業を実施する。
7. ケアハウス事務費補助事業	83,321	83,321	82,412		ケアハウス(市内4か所)が利用者から徴収すべき事務費の一部を施設に対して補助する。
8. 老人デイサービス運営委託事業	35,048	34,436	39,014	諸 4,653	介護サービス通所事業を実施する。 木戸デイサービスセンターについて(社福)大津市社会福祉事業団を指定管理者として、管理運営を委託する。
9. 高齢者健康生きがい施設管理費	14,058	14,103	17,061	諸 251 債 1,000	地域の高齢者の親睦と交流を図り、心身の健康の増進を図るため、健康生きがいづくりの場として、老人憩の家と健康広場を維持管理する。
10. 老人福祉センター運営事業	128,196	130,524	128,390	債 1,000	高齢者が健康で明るい生活を営めるとともに、高齢者の地域活動の拠点となる施設として、老人福祉センターを運営する。(社福)大津市社会福祉事業団を指定管理者として、管理運営を委託する。 木戸・北・中・南・東の5センター

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
11. 老人福祉センター 施設整備事業	31,088	28,373	60,709	債 19,800 繰入金 33,000	老人福祉センター機能充実にかかる 設計・工事費及び運動機器等の購入 経費
合 計	742,503	818,956	371,466	県 1,300 財 1,511 諸 24,079 債 21,800 繰入金 33,200	

介護保険課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 管理運営事業	203,814	209,306	213,223		職員人件費 16 人 介護保険の管理運営経費
2. 国保連合会負担金	2,761	2,742	3,073		国保連合会に対する負担金
3. 賦課徴収事業	37,947	37,590	37,076		賦課徴収経費
4. 認定審査会事業	274,963	276,337	303,618		要介護認定・要支援認定経費及び介 護認定審査会運営経費 認定審査会運営事業費 52,650 千円 認定調査費 250,968 千円
5. 保険給付費	28,007,687	28,413,486	29,489,729	国 5,458,697 県 4,136,999 支払基金 7,971,810	介護サービスを受けた要介護者、要支 援者に対する保険給付費 介護サービス諸費 27,210,782 千円 介護予防サービス諸費 895,200 千円 高額介護サービス費 748,059 千円 高額介護予防サービス費 981 千円 高額医療合算介護サービス費 103,655 千円 高額医療合算介護予防サービス費 375 千円 特定入所者介護サービス費 530,200 千円 特定入所者介護予防サービス費 477 千円
6. 審査支払手数料	33,647	34,925	35,495		国保連合会に対する審査支払事務手 数料
7. 地域支援事業	1,754,302	1,722,184	1,797,696		
① 介護予防・生活支援 サービス事業	1,022,994	1,025,038	1,027,121	国 240,124 県 128,932 支払基金 278,494	要支援状態又は要介護状態となるおそ れのある虚弱高齢者を対象に実施する 事業 市内の全ての第1号被保険者を対象に 実施する事業 介護予防・生活支援サービス事業費 905,921 千円 高額介護予防サービス費相当事業費 2,013 千円 高額医療合算介護予防サービス費相 当事業費 1,431 千円 介護予防ケアマネジメント計画費 102,747 千円 一般介護予防事業費 15,009 千円

事業名 項目	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
② 包括的支援事業	566,570	531,307	597,879	国 252,263 県 126,131	地域包括支援センターの運営のほか、 次の事業を実施 地域包括支援センター活動推進事業費 521,078 千円 生活支援事業費 32,166 千円 在宅医療・介護連携事業費 15,156 千円 認知症施策推進事業費 29,479 千円
③ 任意事業	160,483	161,584	168,356		介護保険事業の運営の安定化や介護 する者への支援に関する事業を実施 介護給付等費用適正化事業費 12,096 千円 成年後見制度利用支援事業費 40,524 千円 福祉用具・住宅改修支援事業費 200 千円 紙おむつ給付事業費 81,286 千円 食の自立支援事業費(一般) 22,802 千円 介護相談員派遣事業費 1,080 千円 家族介護支援事業費 3,508 千円 認知症サポーター養成事業費 6,860 千円
④ 審査支払手数料	4,255	4,255	4,340		国保連合会に対する審査支払事務手 数料
8. 基金積立金	789	111	1,000		介護給付費準備基金積立金
9. 貸付事業	80	80	80		高額介護サービス費貸付金
10. 介護給付費等返還金	1,000	264,136	1,000		介護給付費等返還金
11. 延滞金	10	0	10		保険給付費等の支払いにかかる遅延 延滞金
12. 予備費	100,000	100,000	100,000		
合 計	30,417,000	31,060,897	31,982,000	国 6,923,005 県 4,392,062 繰入金 4,792,994 保険料 (第1号 被保険者) 6,381,184 支払基金 (第2号 被保険者) 8,250,304 介護給付費 準備基金 繰入金 1,229,496 その他 12,955	

保険年金課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 医療費助成事業	2,127,986	2,410,669	2,610,422	県 949,783 諸 170,052	障害者医療費助成事業 785,881 千円 老人医療費助成事業 46,248 千円 母子家庭等医療費助成事業 237,495 千円 乳幼児医療費助成事業 677,334 千円 子ども医療費助成事業 640,536 千円 高校生世代医療費助成事業 165,526 千円 福祉医療費助成事務費 57,402 千円
2. 管理運営費	86,853	87,522	89,067	諸 17,027	人件費 (14 人)
3. 後期高齢者医療推進事業	3,836,739	3,877,338	3,972,586		広域連合分賦金等
4. 国民年金事業	49,116	51,185	54,368	国 54,057	人件費 (3 人) 17,804 千円 国民年金事業 36,564 千円
5. 在日外国人老齢障害福祉金支給事業	1,591	1,581	1,581	県 610	老齢福祉金給付事業 0 千円 障害福祉金給付事業 1,581 千円
6. 国民健康保険事業特別会計繰出金	2,529,098	2,573,966	2,399,432	国 285,278 県 766,357	
7. 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	840,392	890,385	985,284	県 667,079	
8. 国民健康保険事業	33,096,300	33,257,637	33,290,700		
事業勘定	(33,087,000)	(33,247,785)	(33,281,000)	県 24,025,477	人件費 (27 人) 223,959 千円 保険給付費 23,546,220 千円 国保事業費納付金 8,742,314 千円 保健事業費 333,828 千円 その他事務費等 434,679 千円 診療所運営費 7,243 千円 医薬事業費 2,357 千円 その他 100 千円
直診勘定	(9,300)	(9,852)	(9,700)		
9. 後期高齢者医療事業	4,912,000	5,105,340	5,829,000		広域連合納付金 5,727,130 千円 事務費等 94,320 千円 その他 7,550 千円
合 計	47,480,075	48,255,623	49,232,440	国 339,335 県 26,409,306 諸 187,079	

＜保健所＞

保健総務課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳		事業概要説明
	当 初	補正後				
1. 衛生統計調査事業	2,214	1,816	1,074	国	1,074	厚生労働省において、政策の企画及び立案に必要な資料を得るために実施する保健衛生に関する各種調査について、保健所が国の委託を受けて実施する。
2. 総合保健対策事業	15,910	14,307	10,737	県	280	(1) 総合保健対策事業費 7,589 千円 地域・職域における健康づくりを進めるための連携会議の開催や献血事業に取り組むほか、看護師を確保するため、市内看護師養成学校への支援を実施する。 (2) 健康危機管理体制整備事業費 2,937 千円 健康危機事例発生時において、迅速かつ効果的な対応を行うため、平時より健康危機事例発生に備えた組織体制の整備と、大規模災害（原子力災害含む）が発生した場合に備えた市民啓発と情報提供、災害対策備品や医薬品の確保と維持を行う。 (3) 健康おおつ 21 推進事業費 211 千円 大津市健康おおつ 21（第 3 次計画）・第 4 次大津市食育推進計画専門部会を開催し、関係機関、団体との協働のもとにその総合的な推進を図る。 また、健康おおつ 21 応援団事業を推進し、地域や事業所等との連携による健康づくりをさらに推進する。
3. 医務薬務等指導事業	2,572	2,355	2,683	使	1,246	医療法、医薬品医療機器等法、毒物劇物取締法等に基づく許可及び届出に関する事務を行うとともに、医療機関や医薬品、毒物劇物等の販売・管理を行う事業者に対し立入検査や監視指導を行う。また、医療に関する苦情や相談等に対応するため、保健総務課内に「医療安全支援センター」を開設し運営している。 (1) 医療監視事業費 473 千円 (2) 会計年度任用職員雇用経費 1,852 千円 (3) 薬事指導事業費 328 千円 (4) 毒物劇物指導事業費 30 千円
4. すこやか相談所管理運営事業	68,298	79,661	94,141	国 県 諸 債	18,876 4,718 372 3,300	市民の健康増進を図るため、市内 7 ブロックごとにすこやか相談所を設置運営し、地域保健活動の充実を図る。 (1) すこやか相談所運営事業費 46,305 千円 (2) 会計年度任用職員雇用経費 47,836 千円
合 計	88,994	98,139	108,635	国 県 使 諸 債	19,950 4,998 1,246 372 3,300	

地域医療政策課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左 の 財 源 内 訳	事 業 概 要 説 明
	当 初	補正後			
1. 地域医療確保支援事業	153,971	183,427	155,905	県 18,173	(1) 地域医療推進事業 31,488 千円 地域医療の一端を担う在宅医療の環境整備を進めるため、訪問看護・訪問診療体制強化事業や地域リハビリテーション支援体制整備事業を推進する。 (2) 医療確保対策事業 124,417 千円 夜間及び休日、地域に必要な医療体制（後方医療、小児救急医療、公的病院等運営、私的二次救急医療）を確保するため、関係機関に対して、それぞれ財政支援を行う。 また、地方独立行政法人市立大津市民病院の業務実績評価及び第3期中期目標の策定を行うため、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会を運営する。
2. 地方独立行政法人市立大津市民病院運営支援等事業	1,624,023	1,624,023	1,653,536		地方独立行政法人法に規定する設立団体が負担すべき経費（法人の事業の経営をもって充てることが適当でない経費など）について、総務省からの通知に基づく運営費負担金を支出し、地域医療の確保を図る。
合 計	1,777,994	1,807,450	1,809,441	県 18,173	

子ども発達相談センター

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当初	補正後			
1. 子ども発達相談事業	7,552	7,206	8,057		発達障害の疑いのある子どもの早期発見、継続相談や支援、校園や関係部局との連携をすすめる子どもの発達に関する拠点施設として、3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの発達に関する相談を実施する。 (1)発達相談・発達検査 専門職種（発達相談員、作業療法士、保健師など）が発達相談を受け、必要に応じて発達検査を実施する。 (2)小児科医による診察 発達等に関する診察を行い、支援や治療の方向性について助言する。 (3)校園との連携 校園との連携（訪問観察等）により、子どもの発達を支援、また発達障害に関する啓発等の研修を実施する。 (4)保護者支援 個別の保護者相談並びに学習会を実施する。

衛生課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当初	補正後			
1. 食環境整備事業	3,484	794	3,661	国 2,980 諸 101	健康おおつ 21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画に基づいた食育の推進に取り組む。特定給食施設及び多数給食施設において栄養管理が適切に行われるよう、施設に対する計画的な栄養指導を行う。また、国民健康・栄養調査を国の委託を受けて実施する。
2. 生活衛生事業	4,850	6,820	50,703	使 690	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法及び滋賀県遊泳用プール条例に基づく営業施設の許可及び届出事務並びに施設等に対する計画的な監視指導（立入検査等）業務を実施するとともに生活衛生に係る啓発業務を実施する。 また、生活衛生関係営業施設等の申請及び監視指導情報等を一元管理している既存システムの機器及びソフトウェアの老朽化に伴い、業務の効率化、情報セキュリティの強化等が図られるWEBアプリケーション型システムを新規導入する。

項目 事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
3. 食品衛生事業	4,166	3,782	4,471	使 4,471	市内で流通する食品の安全性を確保するために食品衛生関係施設に対して、食品衛生関係法令に基づく許認可事務及び計画的な監視指導（臨検及び収去）を実施する。また、食品衛生意識の向上とリスクコミュニケーションを推進するための、最新の情報による事業者・消費者啓発を実施する。 ※食品衛生関係法令：食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法、食鳥処理法等
4. 検査事業	44,208	47,067	50,051	国 9	食品衛生法等関係法令に基づく流通食品等の行政検査及び食中毒・感染症等発生時の原因究明や拡大防止の検査を実施する。また、水質汚濁防止法等に基づき事業場排水、公共用水域等の環境検査を実施する。
5. 動物愛護管理事業	10,553	10,362	29,598	使 591 諸 30 債 11,700	動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき許可及び届出事務並びに監視指導業務、犬・猫の引き取り、保護等及び地域猫活動支援に関する業務を実施する。
6. 狂犬病予防事業	7,628	7,358	9,200	使 9,200	狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射及び飼犬登録事務等の業務を実施する。
7. 公衆浴場運営補助事業	6,390	6,390	5,100	県 1,950	地域住民にとって保健衛生上欠くことのできない一般公衆浴場の経営安定と自立を図るため、その実施した事業に対して補助金を交付する。
8. 防疫衛生事業	45	45	45	0	市地域防災計画に基づき、災害時等に防疫作業を実施する。
合 計	81,324	82,618	152,829	国 2,989 県 1,950 使 14,952 諸 131 債 11,700	

保健予防課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当初	補正後			
1. 感染症予防事業	587,245	402,141	23,245	国 11,196	感染症の流行予測のため発生動向調査を実施する。また、感染症発生時は疫学調査、接触者の健康診断、保健指導を実施し二次感染の予防に努める。
2. 特定感染症予防対策事業	31,538	30,305	17,769	国 8,960 県 4	エイズ予防対策として、啓発・HIV検査・相談を実施し、その他性感染症予防対策として梅毒・肝炎検査を実施する。また、薬害肝炎問題の対応として、肝炎治療特別促進事業の申請窓口事務を実施する。
3. 結核予防対策事業	6,782	7,659	11,588	国 1,582	結核の早期発見、蔓延予防及び患者の適正医療の確保のため、感染症診査協議会の運営、接触者健康診断、結核患者精密検査、服薬及び療養支援、私立学校等健康診断費補助事業を実施する。
4. 感染症医療療養費負担事業	313,367	172,012	10,419	国 7,629	感染症患者の医療費について、適正な医療の普及を図るため、入院の場合は医療に要する費用を、また通院の場合は必要な医療経費の95%に相当する額を公費負担する。
5. 予防接種事業	857,674	1,062,755	892,648	県 45,889	感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法による予防接種を実施する。ポリオ、麻しん風しん、五種混合(DPT・IPV [※])、四種混合(DPT・IPV)、三種混合(DPT)、BCG、日本脳炎、二種混合(DT)、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、インフルエンザ(高齢者)、新型コロナウイルス(高齢者)、水痘、高齢者肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス感染症
6. 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	942,282	1,189,558	20,403 (繰越明許費)	国 20,403	令和6年度は特例臨時接種から定期予防接種になったことから、予防接種事業に統合。令和6年度に繰越した事業費については繰越明許費にて支払う。
7. 難病患者地域支援対策推進事業	659	601	659	国 290	難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、訪問相談事業、医療・介護関係者とのチーム支援体制の構築、在宅療養における課題を検討する会議の開催、支援従事者を対象とする研修会等を開催する。災害時の個別避難計画の作成支援を行う。
8. 特定医療費(指定難病)支給認定事業	30	30	45	県 45	原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち厚生労働省が指定した疾患について、医療費の公費負担申請窓口事務を実施する。
9. 精神保健福祉事業	3,393	3,157	3,424	国 488 県 517	精神障害者が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう相談・支援体制の充実と、医療・保健・福祉関係者のチーム支援体制の充実に努める。自殺対策事業を実施する。

項目 事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当初	補正後			
10. 健康被害対策事業	11	8	11	県 諸	3 4
					(1)被爆者対策事業 「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に基づく医療費の給付、各種手当の支給に関する申請窓口事務、健康診断、原爆二世に対する健診案内、訪問介護費用の公費負担申請窓口事務を実施する。 (2)アスベスト対策事業 アスベストによる健康被害を受けられた方、又は、その遺族の方で、労働災害の対象とならない方に対して支給される救済給付の受付事務を実施する。
合 計	2,742,981	2,868,226	959,808 (繰越明許費) 20,403	国 30,145 県 46,458 諸 4 (繰越明許費) 国 20,403	

健康推進課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左 の 財 源 内 訳	事 業 概 要 説 明
	当 初	補正後			
1. 総合保健センター 運営事業	277,697	278,669	148,832		総合保健センターは、「生涯健康都市大津」を目指し市民の健康保持・増進を図り、もって保健サービスの一層の充実を図る。 人件費 (15 人) 97,964 千円 総合保健センター運営事業費 11,699 千円 会計年度任用職員雇用経費 15,012 千円 総合保健システム事業費 24,157 千円
2. 小児保健事業	197,932	212,038			
3. 母性保健事業	234,752	243,276			
4. 健康増進対策事業	77,251	70,143	137,131	使 680 国 252 県 11,318 諸 95,377	(1) 健康教育相談事業 234 千円 健康増進に関する正しい知識の普及や健康に関する個別の相談に応じること で市民の健康意識を高め疾病予防を図る ことを目的に、健康教育及び健康相談を 実施する。 (2) 健康推進事業 1,684 千円 市民の身近なところで健康づくりを 行うため、地域の健康づくりリーダーで ある健康推進員を養成する。 (3) 基本健康診査事業 2,921 千円 生活保護受給者等を対象に、生活習慣 病の早期発見・早期治療を目的とした健 診を実施する。 (4) 歯科保健推進事業 7,161 千円 成人歯科保健対策として、歯周病検診 (30 歳・35 歳・40 歳・45 歳) と妊婦歯 科検診を実施する。 (5) 肝炎ウイルス検診事業 10,990 千円 肝炎ウイルス感染者の早期発見を目 的に、医療機関委託による個別検診及び 集団特定健診と同時実施による集団検診 を実施する。

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
4. 健康増進対策事業					(6)後期高齢者健康診査事業 101,897 千円 滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者医療制度被保険者を対象とした健康診査を実施する。 (7)がん対策推進事業 11,460 千円 大津市がん対策推進条例の施行に伴う大津市がん対策推進基本計画に基づき、がん対策を推進する。 (8)受動喫煙防止対策事業 784 千円 健康増進法に基づき、各施設管理権原者等の受動喫煙防止対策の促進に向けて、啓発や指導等を行う。
5. がん検診推進事業	298,480	289,118	291,040	使 36,402 国 6,581	各種がんの早期発見を目的に、医療機関委託による個別方式及び検診機関委託による集団方式によりがん検診を実施する。また、がん検診受診率向上対策として、受診券や無料クーポン券の送付等を実施する。 (1)胃がん検診・胃がんリスク検診事業 24,699 千円 (2)子宮頸がん検診事業 89,990 千円 (3)乳がん検診事業 40,570 千円 (4)大腸がん検診事業 42,327 千円 (5)肺がん結核検診事業 79,510 千円 (6)がん検診推進事業 13,944 千円
合 計	1,086,112	1,093,244	577,003	使 37,082 国 6,833 県 11,318 諸 95,377	

母子保健課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和6年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 総合保健センター 運営事業	-	-	145,421	県 79	総合保健センターは、「生涯健康都市大津」を目指し市民の健康保持・増進と保健サービスの一層の充実を図る。 (1) 人件費 (19 人) 99,144 千円 (2) 会計年度任用職員雇用経費 42,163 千円 (3) 母子保健管理事業費 4,114 千円
2. 健康増進対策事業	528	434	574		(1) 食育推進事業 574 千円 乳幼児の栄養に関する事業を実施。令和6年度より、小児肥満個別相談を小児栄養個別相談に変更し、対象を広げて実施する。
3. 小児保健対策事業	197,932	212,038	192,083	国 69,469 県 6,491 諸 4,451	(1) 乳幼児健診事業 29,572 千円 乳幼児に対し、心身の健康管理についての適切な指導を行うとともに、心身障害及び各種疾病や虐待等の支援の必要性を早期に発見して、早期対応や治療に結びつけることを目的として実施する。 また、幼児健診受診時に虫歯予防処置を受ける幼児が増え、歯・口腔への関心を高めてもらう機会となるよう、手数料を無料にする。 (2) 会計年度任用職員雇用経費 17,563 千円 乳幼児健診に係る専門職を雇用し、円滑な事業推進を図る。 (3) 未熟児養育医療給付事業 24,948 千円 母子保健法に基づき、医療が必要な未熟児に対して養育に必要な医療の給付を実施する。 (4) 小児慢性特定疾病対策事業 120,000 千円 児童福祉法に基づき慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を実施する。
4. 母性保健対策事業	234,752	243,276	377,402	国 27,187 県 50,513	(1) 母性保健事業 6,502 千円 保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、不妊・不育症相談、多胎児家庭育児支援、各種教室を実施する。 また、切れ目ない子育て支援を行うため伴走型相談支援事業を実施する。 (2) 会計年度任用職員雇用経費 38,813 千円 伴走型支援に係る助産師、事務職を雇用し、円滑な事業推進を図る。

事業名	項目	前年度予算額		令和6年度 予算額	左 の 財 源 内 訳	事 業 概 要 説 明
		当 初	補正後			
4. 母性保健対策事業						(3) 産後うつ対策事業 4,567 千円 出産後は、うつ病等、女性の生涯で最も精神障害をきたしやすい時期である。新生児訪問時に、産後うつスクリーニングを実施し、支援が必要な母親及び家族に対して継続訪問を実施する。また、産後ケア事業を実施する。 (4) 妊婦健診事業 327,084 千円 妊婦の健康管理の充実と経済的負担軽減を図るため、公費負担制度を実施しており、基本受診券 14 枚、検査受診券 10 枚を交付している。 令和 6 年 4 月から、妊婦健康診査において基本受診券による助成上限額の増額を実施するとともに 14 回を超えた基本健診や基本受診券及び検査受診券に記載されている項目において受診券による助成上限額を超えて自己負担された方への償還払い並びに、産婦健康診査の助成をしている。 (5) 不育症治療費助成事業 436 千円 不育症の検査及び治療（アスピリン療法及びヘパリン療法に限る。）を受けた者に対し、費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減する。
合 計		433,212	455,748	715,480	国 96,656 県 57,083 諸 4,451	

民生委員児童委員

1. 民生委員児童委員
2. 主任児童委員
3. 地区別内訳
4. 図でみる民生委員児童委員
5. 民生委員児童委員活動状況
6. 大津市民生委員児童委員協議会連合会 名簿

民生委員児童委員

【民生委員・児童委員制度の沿革】

民生委員児童委員制度は、今日まで約 100 年にわたり、わが国の社会福祉事業において重要な役割を担ってきた。その発端をなしたのは、大正 6 年岡山県に創設された民間の篤志奉仕者の活動により、生活困窮者に対し、精神上、物質上の両面から援護指導を行い、個人及び社会の福祉向上を目的とする済世顧問制度である。

滋賀県においても、大正 10 年 2 月に滋賀県保導委員設置規程が公布され、各市町村に保導委員が配置されることにより、住民の生活の安定や就業斡旋、児童の保護等が行われた。

全国的に統一した活動が求められ、昭和 7 年にわが国で最初の組織的な救貧法としての救護法が実施されると、方面委員は救護事務の補助機関としての活動もすることとなった。昭和 11 年に方面委員令が制定され、はじめて全国統一的な方面委員制度が確立した。

第二次世界大戦後の昭和 21 年、方面委員令に代わって民生委員令が施行され、名称も民生委員と改められた。同年、新しい理念のもとに施行された生活保護法において、民生委員は法施行の補助機関となり、さらに昭和 22 年、児童福祉法の施行により児童委員を兼務することになった。昭和 23 年には民生委員法が施行され、制度として一応の完成がなされた。民生委員が生活保護法等の補助機関として位置付けられたことにより、当初の民間篤志奉仕者としての性格は、より公的な色彩が強まることになった。

しかし、戦後の社会福祉行政の進展に伴い、民生委員児童委員は民間奉仕者としての本来の姿に立ちもどって活動すべきであるとする気運が高まり、昭和 25 年の生活保護法の全面改正の際、生活保護法の協力機関に置きかえられ、さらに昭和 28 年、民生委員法の一部改正により、民生委員児童委員は「福祉事務所、その他関係行政機関の業務に協力すること」と規定され、公的社会福祉事業の協力者としての性格を明らかにされ、民間奉仕者としての本来の姿に戻った。

民生委員は民生委員法に基づき、各学区内申委員会より推薦され、大津市民生委員推薦会及び大津市社会福祉審議会を経て、厚生労働大臣より委嘱され、地域福祉の推進の原動力として活動されている。なお、民生委員は児童福祉法第 16 条第 2 項により児童委員を兼ねている。

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により職務や任期等が定められており、任期は 3 年で、令和 4 年 12 月 1 日に民生委員児童委員一斉改選を行った。

1. 民生委員児童委員

・趣 旨

民生委員児童委員は、それぞれ担当地域が決められており、その地域において社会福祉活動の推進者として、大変重要な役割を担っている。

民生委員児童委員の職務は、住民の立場で、生活困窮者や高齢者、児童、心身障害者等で援護を必要とする者の保護と指導にあたるとともに、福祉事務所、子ども家庭相談センター等の関係行政機関に協力することや、また、生活福祉資金貸付金に関する業務・証明事務にあたることとなっている。

・ 民生委員児童委員の職務

民生委員児童委員は、「3つの基本的な性格」を持って、地域活動を行っているボランティア。

➤ 自主性…常に住民の立場にたって、地域のボランティアとして自主的・主体的な活動を行う。

➤ 奉仕性…誠意を持ち地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力する。

➤ 地域性…担当区域を基盤として、適切な活動を行う。

民生委員児童委員の活動は、社会福祉を中心とした住民からの相談に応じ、その人らしい生活がおくられるように支援を行っている。

また、ボランティアグループ、NPO、社会福祉協議会などの団体、行政機関、住民の方々と協力し、地域での「支援ネットワークづくり」を進めるとともに、「子育て支援活動」、「ふれあいサロン活動」などの活動プログラムや社会福祉協議会などの団体と協力した「心配ごと相談事業」「生活福祉資金貸付事業」、行政への協力など様々な場面で「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」を進めている。

こうした民生委員児童委員の活動は、【3つの活動の原則】と【7つの基本的な活動】のもとで行われている。

【3つの活動の原則】

- ・住民性の原則……自らも地域住民の一員である民生委員児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行う。
- ・継続性の原則……福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要。民生委員児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行う。
- ・包括、総合性の原則…個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行う。

【7つの基本的な活動】

- ・社会調査活動……担当区域の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する。
- ・相談活動……地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。
- ・情報提供活動……社会福祉の制度やサービスについての、その内容や情報を住民に的確に提供する。
- ・連絡通報活動……住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめる。
- ・調整活動……住民の福祉需要に対し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。
- ・生活支援活動……住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っている。
- ・意見具申活動……活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起する。

・ 定 数

大津市の定数は664名であり、各地区民児協別の定数は別表のとおりである。

2. 主任児童委員

- 趣 旨

子どもをとりまく家庭や地域の環境が著しく変化し、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の大きな課題となり、児童委員への期待が高まるなか、平成 6 年 1 月より児童委員活動を強化推進する方策として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置された。

その後、平成 13 年 12 月に児童福祉法の一部改正により、児童委員の職務の明確化、主任児童委員の法定化及び資質の向上が図られたところである。しかし、児童を取り巻く環境はますます厳しい状況にあり、特に児童虐待は大きな社会問題となっている。このため、平成 16 年 4 月に「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正、平成 16 年 12 月に「児童福祉法」の一部改正が成され、「地域で発生する個別事案について、地区担当の児童委員と調整の上、主任児童委員が主体的に事案を取り扱うことも必要である。」とされた。

主任児童委員は地区担当の児童委員と連携を密にし、より地域の福祉ニーズを敏感にとらえ地域での児童虐待の予防、早期発見のため、その活動に大きな期待が寄せられている。

- 主任児童委員の職務

主任児童委員は原則として、区域を担当しないこととされており、関係機関との連携を密にし、区域を担当する児童委員との連絡調整を行い児童委員の活動の援助、協力を行うこととされているが、平成 16 年 12 月の法改正に伴い、主任児童委員は区域を担当する児童委員と連携を図りながら、主体的に個別事案の対応など、児童委員としての職務も行い得る。

- 定 数

大津市の定数は 64 名であり、各地区民児協別の定数は別表のとおりである。

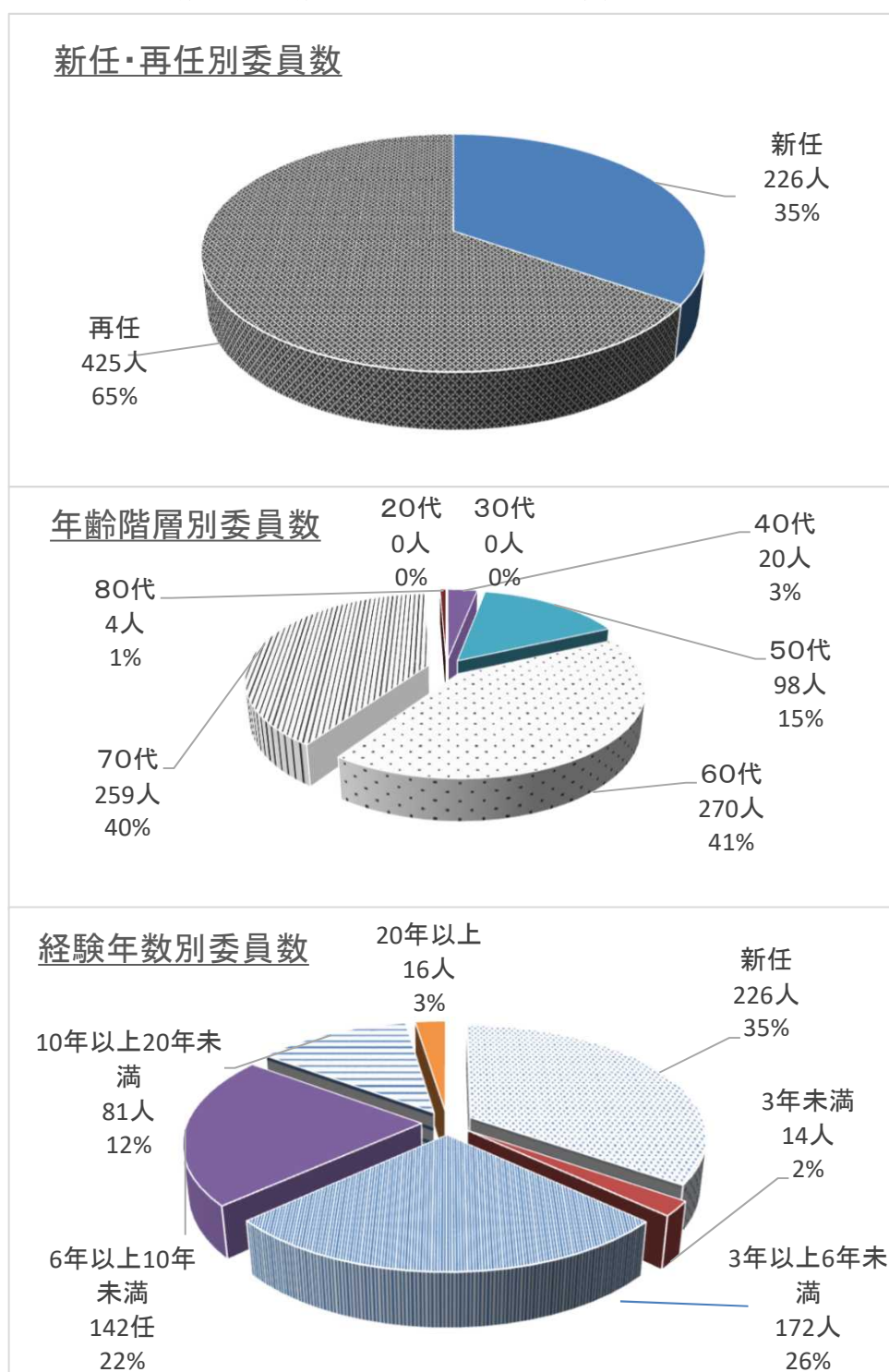
なお、主任児童委員は民生委員児童委員の内から指名されるため、民生委員児童委員の定数 664 名の内に含まれる。

3. 地区別内訳（定数）

（令和6年4月1日現在）

	地区	地区担当	主任児童委員	総計
1	小 松	9	1	10
2	木 戸	11	1	12
3	和 邇	17	2	19
4	小 野	12	1	13
5	葛 川	4	1	5
6	伊 香 立	11	1	12
7	真 野	10	2	12
8	真 野 北	14	2	16
9	堅 田	25	2	27
10	仰 木	6	1	7
11	仰 木 の 里	18	2	20
12	雄 琴	13	2	15
13	日 吉 台	8	2	10
14	坂 本	19	2	21
15	下 阪 本	13	2	15
16	唐 崎	25	2	27
17	滋 賀	27	2	29
18	山 中 比 叡 平	6	1	7
19	藤 尾	11	2	13
20	長 等	24	2	26
21	逢 坂	21	2	23
22	中 央	12	2	14
23	平 野	28	2	30
24	膳 所	34	2	36
25	富 士 見	14	2	16
26	晴 嵐	29	2	31
27	石 山	21	2	23
28	南 郷	17	2	19
29	大 石	11	2	13
30	田 上	17	2	19
31	上 田 上	8	1	9
32	青 山	14	2	16
33	瀬 田	19	2	21
34	瀬 田 南	27	2	29
35	瀬 田 東	21	2	23
36	瀬 田 北	24	2	26
合計		600	64	664

4. 図でみる民生委員児童委員(令和4年12月1日改選時)



前回改選時(令和元年12月1日との比較表)

	今回 (令和4年12月1日)	前回 (令和元年12月1日)
定数	664人	657人
委嘱数	651人	654人
男	296人	312人
女	355人	342人
新任	226人	221人
再任	425人	433人
平均年齢	66歳	66歳

5.民生委員児童委員活動状況

活動項目 \ 地区名			小	木	和	小	葛	伊	真	真	堅	仰	仰	雄	日	坂	下	唐
			松	戸	邇	野	川	立	北	野	田	木	の	里	琴	吉	本	阪
相談・支援件数	(内容別)	在 宅 福 祉 (1)	67	20	52	80	10	45	54	80	78	2	54	30	11	185	143	235
		介 護 保 険 (2)	25	30	10	17	0	3	14	5	29	0	8	1	3	7	9	38
		健 康 ・ 保 健 医 療 (3)	18	54	5	1	49	0	6	3	272	5	17	10	4	22	30	16
		子 育 て ・ 母 子 保 健 (4)	3	11	14	14	57	1	4	4	34	0	9	4	0	25	13	5
		子 ども の 地 域 生 活 (5)	22	48	49	702	1	8	10	5	1	1	4	1	6	220	20	19
		子 ども の 教 育 ・ 学 校 生 活 (6)	16	18	59	6	0	5	1	18	7	2	7	1	15	82	60	5
		生 活 費 (7)	6	0	1	1	3	0	11	10	3	1	3	5	1	35	5	13
		年 金 ・ 保 険 (8)	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	2	0	0	0	0	6
		仕 事 (9)	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	1	1
		家 族 関 係 (10)	0	10	16	2	27	4	17	21	36	0	6	21	5	6	2	3
		住 居 (11)	9	5	4	0	9	3	1	17	12	0	1	5	5	3	0	8
		生 活 環 境 (12)	19	15	20	6	51	3	19	9	12	1	9	6	9	71	29	14
		日 常 的 な 支 援 (13)	190	13	77	15	132	13	52	13	25	6	29	175	24	204	24	43
		そ の 他 (14)	58	21	76	693	41	30	50	32	36	10	25	144	103	671	651	53
		計 (15)	433	246	383	1,537	380	116	242	218	547	29	174	403	186	1,531	987	459
	(分野別)	高 齢 者 に 関 す る こ と (16)	365	123	212	825	134	71	172	101	441	25	120	327	156	872	836	358
		障 害 者 に 関 す る こ と (17)	13	9	6	4	19	10	12	14	7	1	5	3	0	79	17	38
		子 ども に 関 す る こ と (18)	42	76	103	706	47	14	12	31	40	3	17	17	21	327	99	29
		そ の 他 (19)	13	38	62	2	180	21	46	72	59	0	32	56	9	253	35	34
		計 (20)	433	246	383	1,537	380	116	242	218	547	29	174	403	186	1,531	987	459

※ (15)と(20)の合計件数は一致

その他の活動件数	調査・実態把握(1)	21	23	72	20	0	19	113	53	173	6	142	63	7	293	37	211
	行事・事業・会議への参加・協力(2)	131	345	422	221	223	409	350	500	866	84	695	542	340	379	542	477
	地域福祉活動・自主活動(3)	417	746	1,417	555	207	827	829	622	1,603	229	1,526	399	470	999	929	1,907
	民児協運営・研修(4)	234	486	749	592	12	474	727	588	1,175	381	567	484	408	462	670	1,457
	証明事務(5)	5	84	18	14	0	4	31	33	104	14	71	45	4	50	42	87
	要保護児童の発見の通告・仲介(6)	0	6	0	4	0	0	7	178	0	0	0	1	0	11	0	0

訪問回数	訪問・連絡活動(7)	683	2,790	1,278	1,876	153	854	798	669	3,030	339	1,283	618	775	1,410	1,037	1,451
	その他(8)	377	950	6,266	4,314	19	661	8,562	5,478	2,268	333	2,776	238	3,537	1,098	468	1,267

連絡調整回数	委員相互(9)	528	2,210	1,208	1,319	118	299	719	975	1,526	468	753	1,398	822	426	1,318	788
	その他の関係機関(10)	422	2,645	800	475	35	228	322	797	1,061	125	514	463	479	316	307	528

活動日数(11)	1,197	2,375	2,800	2,468	343	1,661	2,261	2,075	4,440	1,011	2,999	1,799	1,908	2,531	2,348	3,617
----------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

＜令和5年度＞

滋 賀	山 中 比 叡 平	藤 尾	長 等	逢 坂	中 央	平 野	膳 所	富 士 見	晴 嵐	石 山	南 郷	大 石	田 上	上 田 上	青 山	瀬 田	瀬 田 南	瀬 田 東	瀬 田 北	合 計
74	91	25	121	351	26	74	150	28	51	231	100	15	44	15	91	43	105	28	92	2,901
17	6	14	16	18	33	35	39	8	15	15	15	6	11	6	28	13	18	15	9	536
14	31	55	45	15	16	9	918	12	56	79	6	3	5	7	86	2	16	10	3	1,900
5	7	3	8	16	1	5	20	2	7	141	10	6	1	0	54	0	8	1	37	530
0	8	0	13	114	0	2	28	15	8	88	4	1	3	2	19	4	6	2	42	1,476
3	8	1	13	24	1	92	18	3	0	184	5	13	0	4	440	0	10	10	28	1,159
6	1	2	1	14	0	28	17	6	7	29	6	0	35	0	0	4	1	4	15	274
0	0	0	0	1	1	31	9	0	8	2	0	0	13	0	1	0	1	1	0	80
1	0	0	0	0	11	4	6	0	1	1	0	0	40	0	0	1	0	0	0	72
5	10	10	5	18	9	42	105	4	3	43	6	5	3	0	5	3	15	7	13	487
4	5	5	3	10	6	2	42	5	4	8	3	0	5	0	1	5	4	1	6	201
15	12	10	6	5	4	41	138	16	22	68	15	1	7	0	9	14	19	15	10	720
63	7	152	33	387	172	218	339	67	26	143	45	4	218	3	43	43	47	14	49	3,108
54	52	51	43	203	39	382	629	103	123	273	54	11	39	8	118	16	2,024	22	44	6,982
261	238	328	307	1,176	319	965	2,458	269	331	1,305	269	65	424	45	895	148	2,274	130	348	20,426
209	158	286	236	858	279	518	1,580	206	212	648	185	33	289	34	318	117	2,071	95	195	13,665
7	11	6	4	16	0	6	30	3	39	50	11	4	92	0	13	7	25	5	14	580
9	19	5	41	149	13	164	81	23	18	421	30	21	6	7	519	9	24	15	107	3,265
36	50	31	26	153	27	277	767	37	62	186	43	7	37	4	45	15	154	15	32	2,916
261	238	328	307	1,176	319	965	2,458	269	331	1,305	269	65	424	45	895	148	2,274	130	348	20,426

280	120	69	96	318	150	739	1,221	238	254	173	92	24	38	20	3,120	119	92	537	155	9,108
425	465	277	524	283	389	744	1,266	377	589	630	290	230	327	147	609	692	386	772	551	16,499
745	455	393	555	510	774	1,984	1,846	1,528	1,166	697	624	996	499	503	1,732	1,437	1,488	1,047	1,247	33,908
814	469	503	846	766	622	1,439	1,182	358	924	1,300	973	488	827	598	1,546	1,554	730	1,302	939	27,646
51	38	19	74	48	45	77	232	14	68	49	11	12	23	11	8	17	37	19	82	1,541
7	0	0	5	1	0	0	23	0	0	2	0	1	0	0	20	2	0	0	0	268

2,556	379	1,319	1,077	1,833	1,345	2,788	4,247	3,534	1,855	1,402	1,140	864	946	1,071	767	3,647	3,268	2,063	2,583	57,728
14,348	96	403	938	499	3,433	1,568	9,315	664	2,653	2,442	1,564	406	1,608	230	1,024	4,057	6,317	1,315	448	91,940

1,524	233	337	660	1,256	1,219	1,205	3,179	508	619	625	1,412	1,155	2,242	669	4,502	3,162	1,385	2,388	1,057	44,212
626	274	188	469	527	429	984	3,107	258	316	554	695	412	770	293	1,063	1,104	992	1,160	919	24,657

3,075	1,263	1,387	2,762	3,174	2,270	5,008	5,088	2,638	3,505	3,707	2,589	1,614	2,556	1,360	3,183	4,338	2,917	3,970	3,797	96,034
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

6. 民生委員児童委員協議会連合会 名簿

(令和6年4月1日現在)

大津市民生委員児童委員協議会連合会			
会 長	山川 すゑ子	副 会 長	田 中 弘 道
副 会 長	佐 竹 扶 佐	副 会 長	福 田 正 彦
副 会 長	伊 東 豊	副 会 長	梅 田 道 廣
会 計 理 事	渡 邊 尚 美		
地区民生委員児童委員協議会			
地 区	会 長	地 区	会 長
小 松	川端 美保子	藤 尾	中 川 順 子
木 戸	中 井 良 宣	長 等	寺 澤 捷 三
和 邇	赤 井 幸 夫	逢 坂	福 田 正 彦
小 野	渡 邊 尚 美	中 央	小 島 和 代
葛 川	宮 田 清 彦	平 野	小 孫 文 男
伊 香 立	伊 藤 和 昭	膳 所	庄 清 治
真 野	川 端 一 平	富 士 見	伊 東 豊
真 野 北	松 田 眞 人	晴 嵐	北 村 充
堅 田	田 中 弘 道	石 山	大 久 保 智
仰 木	上 坂 景 一	南 郷	山 川 すゑ子
仰 木 の 里	安 井 稔 浩	大 石	中 尾 文
雄 琴	佐 竹 扶 佐	田 上	平 尾 信 和
日 吉 台	呉 屋 之 保	上 田 上	東 郷 安 弘
坂 本	三 津 川 進	青 山	上 田 敏 子
下 阪 本	松 田 正 明	瀬 田	谷 本 み ち の
唐 崎	井 上 裕 治	瀬 田 南	横 田 茂
滋 賀	朝 日 千 鶴 子	瀬 田 東	梅 田 道 廣
山中比叡平	小 山 秀 樹	瀬 田 北	松 田 正 人

障害者（児）の福祉

1. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉
2. 手当、社会的事業所運営費補助等
3. その他、市の単独事業等
4. やまびこ総合支援センター
5. 障害者福祉センター

障 害 者（ 児 ）の 福 祉

障害者施策については、障害がある人も障害がない人と同じように生活できる環境を確保するノーマライゼーションの理念を前提としつつ、環境を用意するだけではなく、障害がある人も社会の仲間
に包み込む「ソーシャル・インクルージョン」の理念の重要性を踏まえ、保健、医療、福祉はもとより、教育、就労さらには生活環境や防災などのまちづくりも含めた様々な分野において、施策の展開が求められている。本市においても、障害福祉施策を総合的に推進するため、一体的な計画として「おおつ障害者プラン＜大津市障害者計画、大津市障害福祉計画（第7期計画）、大津市障害児福祉計画（第3期計画）＞」を策定し、各種の施策の推進を図る。

1. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉

(1) 身体障害者手帳交付者数

(令和6年3月31日現在) (単位：人)

障 害 内 容	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
肢 体 不 自 由	1,469	1,389	1,188	2,063	1,183	610	7,902
視 覚 障 害	306	370	51	97	136	40	1,000
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	67	285	124	277	18	462	1,233
音 声 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 害	21	17	109	42	0	0	189
心 臓 機 能 障 害	1,734	23	623	567	0	0	2,947
腎 臓 機 能 障 害	1,272	1	7	8	0	0	1,288
呼 吸 器 機 能 障 害	79	6	127	43	0	0	255
膀 胱 、 直 腸 機 能 障 害	3	2	38	822	0	0	865
小 腸 機 能 障 害	7	0	1	4	0	0	12
免 疫 機 能 障 害	17	23	16	6	0	0	62
肝 臓 機 能 障 害	34	10	2	3	0	0	49
合 計	5,009	2,126	2,286	3,932	1,337	1,112	15,802

(2) 補装具の交付・修理状況

(令和5年度実績) (単位：件)

区 分	名称	義	装	盲 人 安 全 つ え	眼	義	補	車	電	歩	歩	座	座	そ	合
	交付 修理	肢	具		鏡	眼	聴 器	い す	動 車 い す	行 器	行 補 助 つ え	位 保 持 装 置	位 保 持 い す	の 他	計
身体障害者	交 付	8	73	33	34	4	94	37	9	3	7	7	0	3	312
	修 理	15	34	1	1	0	31	98	53	1	0	12	0	2	248
身体障害児	交 付	0	17	0	0	0	10	26	0	4	1	23	11	1	93
	修 理	4	8	0	0	0	7	18	1	1	0	12	4	0	55
計	交 付	8	90	33	34	4	104	63	9	7	8	30	11	4	405
	修 理	19	42	1	1	0	38	116	54	2	0	24	4	2	303
合 計		27	132	34	35	4	142	179	63	9	8	54	15	6	708

(3) 自立支援医療給付（令和5年度実績）

① 更生医療

腎臓機能障害	564 件
心臓機能障害	193 件
肢体不自由	140 件
その他	38 件

合計 935 件

② 育成医療

53 件

③ 精神障害者通院医療公費負担

6,401 件

(4) 日常生活用具給付状況

(令和5年度実績) (単位：件)

品目	居宅生活動作補助用具	紙おむつ	ストーマ装具	点字図書	聴覚障害者用通信装置	視覚障害者用時計	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者用体重計	電気式たん吸引器	ネブライザ	入浴補助用具	移動・移乗支援用具	頭部保護帽	その他	計
身障者	9	3,168	6,972	1	3	7	10	9	6	32	9	20	9	8	100	10,363
児	1	1,964	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	0	2	14	1,990

(5) 知的障害者（児）数

知的障害者（児）数は、滋賀県療育手帳実施要綱に基づく療育手帳交付者数とする。

□療育手帳交付者数

(令和6年3月31日現在) (単位：人)

	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	計
知的障害児(18歳未満)	132	145	199	521	997
知的障害者(18歳以上)	425	377	697	942	2,441
合 計	557	522	896	1,463	3,438

(6) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和6年3月31日現在) (単位：人)

	1 級	2 級	3 級	計
18歳未満	5	42	32	79
18歳以上	265	2,381	894	3,540
合 計	270	2,423	926	3,619

(7) 障害福祉サービス費支給状況

(令和6年4月1日現在)

サ ー ビ ス 区 分			支 給 決 定 者 数 (人)						
			身体障害	知的障害	精神障害	児 童	難 病	合 計	
訪 問 系 サ ー ビ ス	居 宅 介 護	身 体 介 護	210	156	90	64	1	521	
		家 事 援 助	103	68	167	1	1	340	
		通 院 介 助	150	266	75	8	1	500	
		通院等乗降介助	4	0	2	1	0	7	
	重 度 訪 問 介 護	基 本	130	29	0	0	1	160	
		移 動 介 護	114	20	0	0	0	134	
	行 動 援 護		46	259	3	65	0	373	
	同 行 援 護		141	0	0	0	0	141	
訪 問 系 サ ー ビ ス 小 計			898	798	337	139	4	2,176	
施 設 入 所 支 援			54	97	5	0	0	156	
日 中 活 動	介 護	療 養 介 護	58	1	0	0	0	59	
		生 活 介 護	225	449	7	0	0	681	
	訓 練	就 労 移 行 支 援	4	58	86	0	1	149	
		就 労 移 行 支 援(養成施設)	0	0	0	0	0	0	
		就 労 継 続 支 援 A 型	26	88	70	0	0	184	
		就 労 継 続 支 援 B 型	142	463	476	0	4	1,085	
		機 能 訓 練	2	0	2	0	0	4	
		生 活 訓 練	6	25	17	0	0	48	
		宿 泊 型 自 立 訓 練	0	2	1	0	0	3	
		就 労 定 着 支 援	1	29	34	0	1	65	
	等	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	0	0	0	910	0	910	
		児 童 発 達 支 援	0	0	0	212	0	212	
		医 療 型 児 童 発 達 支 援	0	0	0	0	0	0	
		居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	0	0	0	2	0	2	
		保 育 所 等 訪 問 支 援	0	0	0	36	0	36	
		通 所 施 設 小 計		406	1,114	693	1,160	6	3,379
		訓 練 等	共同生活援助(グループホーム)	66	320	101	1	0	488
	短 期 入 所		154	381	13	102	0	650	
相 談 支 援	計 画 相 談 支 援		464	1,036	514	9	2	2,025	
	障 害 児 相 談 支 援		0	0	0	895	0	895	
	地 域 移 行 支 援		0	0	0	0	0	0	
	地 域 定 着 支 援		1	0	0	0	0	1	
	自 立 生 活 援 助		0	1	12	0	0	13	
相 談 支 援 小 計			465	1,037	526	904	2	2,934	
合 計			2,101	3,748	1,675	2,306	12	9,842	

(8) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、市が主体となって実施する各種サービス事業

- ① 障害者相談支援事業（委託相談事業、相談支援機能強化事業、基幹相談調整センター事業）
福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等、総合的な相談支援事業を委託。うち、主任相談支援専門員を配置する4事業所には、専門的支援を行う相談支援機能強化事業をあわせて委託し、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センター業務を連携して実施する。また、機能強化事業所のうち、やまびこ総合支援センター内生活支援センターでは、基幹相談調整センター事業を重ねて実施し、機能強化事業所の調整、障害者自立支援協議会の事務局機能を担う。

事業所名	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)	備考
やまびこ総合支援センター 内生活支援センター	馬場二丁目 13-50	527-0486 527-0334	基幹相談調整センター 機能強化事業所 主として知的障害者、児童 に対応
精神障害者地域生活支援 センター オアシスの郷	桜野町一丁目 10-5	510-5725 510-5726	機能強化事業所 主として精神障害者に対応
地域生活サポートセンター じゅふ	一里山二丁目 2-8	548-3511 548-3515	機能強化事業所 身体障害者、知的障害者、 児童に対応
障がい児者相談センター みゅう	大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 208	548-7444 548-7144	機能強化事業所 主として知的障害者、児童 に対応
障害者生活支援センター いるか	におの浜四丁目 2-33 市立障害者福祉センター 内	527-2355 527-2355	主として身体障害者に対応
相談支援事業所ひびき	唐崎三丁目 1-15	578-5720 578-5740	主として知的障害者、児童 に対応
木戸障害者相談支援セン ター	木戸 709	592-8022 592-8018	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
ブリッジ	真野二丁目 27-1	575-7858 575-7858	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
相談支援センター すまいる・らふ	大萱四丁目 3-7	545-2525 545-2526	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
そうだんオフィス	大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 2F	536-5543 548-7860	身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対応
相談支援事業所ひなた	中庄二丁目 2-11	525-9520 525-3290	主として知的障害者、児童 に対応
らん相談支援事業所	今堅田二丁目 31-27	080-3809-9107 574-7195	主として児童に対応
相談支援事業所ぐっど	大江三丁目 11-17	543-6288 572-6233	主として知的障害者、精神 障害者、児童に対応
相談支援事業所トモ	穴太三丁目 2-12	572-5207 572-5207	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応
相談支援事業所 たね	黒津五丁目 1-14	070-6547-8170 546-7572	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応

② 移動支援事業

重度障害者の外出時の移動支援を居宅介護事業所に委託して実施

- ・対象者 全身性障害者及びそれに準ずる者、視覚障害者、知的障害者、精神障害者
- ・利用限度 個別支援 30 時間/月、グループ支援 5 回/月、車両移送型支援 5 時間/月
- ・利用者負担 委託単価の 1 割相当額
(個別支援、グループ支援は、生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料)

③ 日中一時支援事業

障害者（児）の介護を行う者の一時休息や就労支援のために、日中において一時的な障害者（児）の活動の場を確保する。

- ・対 象 者 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等
- ・利用者負担 委託単価の 1 割相当額（生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料）

④ 地域活動支援センター事業

障害者が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などの活動を行う事業

- I 型 精神障害者地域生活支援センターから移行したもので、精神保健福祉士等の専門職員を配置・・・市内では「オアシスの郷」

⑤ 障害者虐待防止支援事業

障害者虐待に関する通報、届出の受理又は相談などを委託して実施

天津市障害者虐待防止センター

天津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 4 階

電話 077-523-7188 FAX 077-523-7559

⑥ 地域生活支援拠点事業(おおつほっとネット事業)

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる、病院や入所施設からの地域移行を進めることができるための支援ネットワークを構築

- ・地域生活支援拠点コーディネーター設置事業(おおつほっとネットコーディネーター設置事業)
緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に備えた体制整備を検討するほか、障害者の居住支援、病院や入所施設等からの地域移行アセスメント等を実施する。

設置事業所名	所 在 地	電話番号(上段) FAX番号(下段)	備 考
やまびこ総合支援センター内生活支援センター	馬場二丁目 13-50	527-0486 527-0334	基幹相談調整センター 機能強化事業所 主として知的障害者、児童に対応
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	桜野町一丁目 10-5	510-5725 510-5726	機能強化事業所 主として精神障害者に対応
地域生活サポートセンターじゅふ	一里山二丁目 2-8	548-3511 548-3515	機能強化事業所 身体障害者、知的障害者、児童 に対応
障がい児者相談センターみゅう	大萱七丁目 6-43 びわこ共生モ ール 208	548-7444 548-7144	機能強化事業所 主として知的障害者、児童に対応

- ・地域生活支援拠点居室確保事業（おおつほっとネットお泊り事業）
緊急一時的な宿泊、病院や入所施設からの地域移行に向けた体験的宿泊が必要であって、担当相談支援専門員等により居室の確保の協力が得られる事業所が調整できる場合に、居室確保を委託（障害福祉サービス対象外となる場合に限る）。
 - ・地域生活支援拠点支援員派遣事業（おおつほっとネットお助け事業）
緊急一時的な支援員派遣が必要であって、担当相談支援専門員等により支援員の派遣の協力が得られる事業所が調整できる場合に、支援員派遣を委託（障害福祉サービス対象外となる場合に限る）。
- ⑦ 訪問入浴サービス事業
入浴が困難な重度障害者について、浴槽等をもって自宅を訪問し、入浴サービスを行う事業を業者に委託して実施する。（生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料, 課税世帯は 500 円）
- ⑧ 施設入浴サービス事業
入浴が困難な重度障害者について、事業所の浴槽で、入浴サービスを行う事業を事業所に委託して実施する。（生活保護世帯と市民税非課税世帯は 500 円, 課税世帯は 1,000 円）
- ⑨ 代筆・代読支援員派遣事業
字の読み書きが困難な障害者に対し、代筆又は代読を行う支援員の派遣を業者に委託して実施する。（利用料は無料）

2. 手当、社会的事業所運営費補助等

- (1) 特別障害者手当
20 歳以上で身体又は精神に重度の障害を重複して有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に手当を支給する。
月 額 28,840 円（令和 6 年 4 月 1 日現在）
支給月 毎年 5 月、8 月、11 月、2 月
- (2) 障害児福祉手当
20 歳未満で、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に手当を支給する。
月 額 15,690 円（令和 6 年 4 月 1 日現在）
支給月 毎年 5 月、8 月、11 月、2 月
- (3) 福祉手当（経過措置分）
昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の従来の福祉手当受給者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない者については、引き続き従来どおり福祉手当を支給する。
月 額 15,690 円（令和 6 年 4 月 1 日現在）
支給月 毎年 5 月、8 月、11 月、2 月
- (4) 特別児童扶養手当
在宅の中度以上の障害児（20 歳未満）を養育している者に対し、手当を支給する。
月 額 1 級 55,350 円 2 級 36,860 円（令和 6 年 4 月 1 日現在）
支給月 毎年 4 月、8 月、12 月

(5) スモン障害者採暖費支給事業

皮膚温低下のため、年間を通じて採暖費を必要とするスモン障害者に対して、その一部を補助する。

年 間 35,000 円

受給者数 2 名

(6) 在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業

風呂、便所等の段差解消等の住宅改造に係る費用の一部について、助成金を交付する。

- ・対象者 在宅の肢体又は視覚の障害者（児）で 1 級又は 2 級の者及び療育手帳が A の者のうち、本人又は扶養義務者の所得が一定以内の者
- ・助成額 住宅改造に係る経費の 1/2 の額
助成限度額 350,000 円（ただし、日常生活用具給付事業や介護保険の住宅改修の対象となる場合は、250,000 円）

(7) 社会的事業所運営費補助事業（障害者従業員数 27 人、市内 4 か所）

- ・ 1 人当たり 月額 75,000 円
- ・施設管理費 1 事業所 1,000,000 円／年
- ・ 重度加算 1 人月額 4,000 円

事業所名	障害者従業員数
ねっこ共働作業所	5 人
くらしの宝島	5 人
印刷工房ルーツ	5 人
掃除屋プリー	12 人
合 計	27 人

(8) 滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業（大津市内 1 か所、市外 1 か所）

薬物依存症、社会的ひきこもりなど障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない障害者に対して、日中活動の場を提供する地域活動支援センターへの運営費補助

- ・運営費 1 人当たり 74,000 円／月
- ・管理費 1 センター 1,100,000 円／年

地域活動支援センター名	利用者数
びわこダルク	22 人
輝	1 人

(9) 知的障害者自立生活支援ホーム運営費補助事業（利用者数 1 人、大津市内 0 か所、市外 1 か所）

運営費補助 1 ホーム 7,564,000 円 ÷ 支援ホームの定員 × 利用延月数 ÷ 12/年

支援ホーム名	利用者数
桜野ホーム	0 人

支援ホーム名	利用者数
きぶかわ	1 人

(10) 重度障害者地域生活支援事業補助

○医療的グループホーム

運営費補助 ・事業所の従業者以外の者による居宅介護等を利用しない場合
117,000 円 × 利用者の利用延月数

・事業所の従業者以外の者による居宅介護等を利用する場合
事業所の定員により定められている日額 × 利用者の利用延日数

グループホーム名	利用者数
ケ ア ホ ー ム と も る	8 人
ぽ の ハ ウ ス	6 人

○強度行動障害者グループホーム

運営費補助 3,000 円×補助対象利用者の利用延日数

グループホーム名	利用者数
南 志 賀 ひ ま わ り ホ ー ム	1 人
グ ル ー プ ホ ー ム す ず か	1 人

(11) 働き・暮らし応援センター運営費補助

障害者の企業就労等へ向けた相談支援を行う「おおつ働き・暮らし応援センター」の運営費の一部を補助する。

補助対象 : NPO法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会

(12) 在宅重度心身障害者（児）紙おむつ給付事業

市内在住の3歳以上、65歳未満の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級でかつ認知症の診断のある人の内、在宅で恒常的に紙おむつを使用している者であって市民税所得割46万円未満の世帯の者に対し、紙おむつ券（月4,500円分）を給付する。

3. その他、市の単独事業等

(1) タクシー・ガソリン利用助成事業

重度障害者の移動の促進に寄与することを目的とし、タクシー料金又はガソリン料金の一部を助成する。

- ・対 象 者 市民税非課税世帯に属する者で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ・助成内容 タクシー利用券又はガソリン助成券のいずれか
 - ・タクシー利用券(1枚500円)を年間28枚(腎臓機能障害1級は年間56枚)
 - ・ガソリン助成券レギュラー80券(軽油の場合は100、ハイオクの場合は70)を年間12枚(腎臓機能障害1級は24枚)

(2) ストマ用装具の本人負担の軽減

日常生活用具の給付については、原則として給付費用の1割が本人負担だが、毎日の消耗品であるストマ用装具の本人負担については市民税所得割46万円未満の世帯は無料とする。

(3) 指定特定相談支援事業所体制整備補助事業

新たに相談支援専門員を雇用又は配置した指定特定相談支援事業者等に対し、サービス等利用計画案等の作成に要する経費の一部を補助する。

(4) 発達障害者支援センターかほん

発達障害者が自立した生活を営むことができるために、聞き取り等の相談業務を委託して実施

発達障害者相談支援センターかほん

大津市石山千町270番地の3

電話 077-526-5477 FAX 077-534-4479

4. やまびこ総合支援センター

(1) やまびこ総合支援センター 所在地 大津市馬場二丁目 13-50

主として知的障害児、知的障害者の複合的通所施設で、在宅生活を支援する生活支援センターを併設している。また、医師、看護師、発達相談員、理学療法士、作業療法士等の専門スタッフを配置し、重度の障害児、障害者の受け入れを行っている。

施設名	定員	開設日	内容
やまびこ園	40 人	月～金	児童発達支援事業(週 5 日又は週 2 日通園)、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業
やまびこ相談支援事業所	－	月～金	療育利用相談、利用計画の作成業務
ひまわりはうす	－	月～金 ※土・日	総合在宅福祉サービス事業施設 入浴サービス、日中一時支援(※土曜日・日曜日含む)、ホームヘルプ、ナイトケア (〔社福〕びわこ学園に管理運営業務委託)
さくらはうす	60 人	月～金	重度障害者を中心とした生活介護施設 (〔社福〕びわこ学園に管理運営業務委託)
生活支援センター	－	毎日	相談支援、医療支援 (〔社福〕びわこ学園に管理運営業務委託)

(2) 北部子ども療育センター 所在地 大津市和邇中 176-1

市内北部地域を対象に児童発達支援を実施している。

わくわく教室	20 人	月～金	児童発達支援事業(週 2 日から 5 日通園)、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業
わくわく相談支援事業所	－	月～金	療育利用相談、利用計画の作成業務

(3) 東部子ども療育センター 所在地 大津市萱野浦 1-11

市内東部地域を対象に児童発達支援及び発達支援療育を実施している。

のびのび教室	40 人	月～金	児童発達支援事業(週 5 日通園)、保育所等訪問支援事業
	20 人		発達支援療育(週 2 日通園、月 1 回通園)
のびのび相談支援事業所	－	月～金	療育利用相談、利用計画の作成業務

5. 障害者福祉センター

所在地 大津市におの浜四丁目 2-33

事業名	内容
障害者団体等への貸室	障害者団体等の活動のための各部屋の貸し出し
生活支援センター	身体障害者を中心に、福祉サービスの相談支援等
身体障害者デイサービス	絵手紙、歌唱指導、点字訓練等のデイサービスを実施

※ 指定管理者として、社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会に運営委託

生 活 保 護

1. 生活保護のあらまし
2. 保護の動向
3. 生活保護相談・申請・開始・廃止の年度別動向
4. 労働力類型別動向
5. 世帯類型別動向
6. 保護開始理由
7. 保護廃止理由
8. 扶助別、世帯人員数
9. 医療扶助実施状況

生 活 保 護

1. 生活保護のあらまし

病気になったり、障害により働けなくなったり、失業等、さまざまな原因で生活に困ることがある。このようなとき、困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とすることが生活保護制度（憲法第 25 条の規定する理念を具体化したもの）である。

この原理として、

- ① 国家責任による最低生活の保障（生活保護法第 1 条）
- ② 無差別平等（同法第 2 条）
- ③ 健康で文化的な最低生活の保障（同法第 3 条）
- ④ 保護の補足性（同法第 4 条）

の 4 つがあげられる。また個々の要件として、

イ 本人のもつ資産、能力の活用

ロ 民法に定める扶養義務の優先履行

ハ 他の法律に定める扶助の極力優先に努める

これらの手段を講じてもなお生活に困るときにはじめて生活保護法が適用される。

保護費は、一般国民の消費水準の向上の度合い等に即して毎年基準の見直しが行われている。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請書」が必要である。これは本人又はその扶養義務者、その他の同居の親族による申請（ただし急迫している場合は職権による保護可）のことであり、この申請に基づき世帯単位を原則として、年齢等、国の基準により困窮の程度に応じて必要な保護費を決定する。

(2) 保護の種類

現行では次の 8 種類で、必要に応じ 1 つ又は 2 つ以上の組み合わせにより保護が行われている。

- ① 生活扶助……衣食・その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 教育扶助……教材・学用品・給食・その他義務教育に必要な費用
- ③ 住宅扶助……家賃・家屋の補修・その他住宅の維持のため必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……介護に必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）
- ⑦ 生業扶助……生業に必要な資金・器具・資材及び技能習得に必要な費用、高校就学費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは生活扶助の一部（被服等）と医療扶助、介護扶助を除き、原則として金銭給付である。

また、救護施設の入所者についての施設事務費や、安定した就労の機会を得たことにより保護廃止に至った際に支給される就労自立給付金、保護世帯の子どもが大学等へ進学、または就職した際に支給される進学・就職準備給付金がある。

(3) 保護費の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその家族の最低生活費とその家族の得た収入から必要な控除を行った後の残額によって決められる。

生活保護基準（最低生活費具体例）

（単位：円）

世 帯 例	扶助の種類	金 額
標準三世帯 (例) 夫 33 歳 妻 29 歳 子 4 歳	生 活 扶 助	158,630
	住 宅 扶 助	51,000
	教 育 扶 助	0
	合 計	209,630
高齢者世帯 (例) 夫 72 歳 妻 67 歳	生 活 扶 助	118,470
	住 宅 扶 助	47,000
	教 育 扶 助	0
	合 計	165,470
母子世帯 (例) 母 30 歳 子 9 歳 子 4 歳	生 活 扶 助	192,080
	住 宅 扶 助	51,000
	教 育 扶 助	3,680
	合 計	246,760

2. 保護の動向

平成5年4月には6.24‰であった本市の保護率は、長期にわたる景気の低迷でその後増加傾向に転じた。特に平成21年度以降はリーマンショックの影響による全国的な雇用情勢の悪化を反映して保護世帯が急増し、約10～12‰の保護率が続いていた。平成26年度以降はほぼ横ばいの状況から微減の傾向であったが、新型コロナウイルスの影響で微増の傾向を示している。

世帯類型別にみると、令和5年度における構成比は、高齢者世帯が49.57%、母子世帯が5.84%、傷病・障害者世帯が28.45%、その他世帯が16.14%となっている。増加しているのは高齢者世帯であり、その9割が単身者であることから保護からの脱却は難しく、要保護世帯の固定化の要因となっている。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均被保護世帯	3,032	3,104	3,183	3,248
平 均 人 員	3,897	3,937	4,020	4,091
平均保護率(‰)	11.32	11.44	11.67	11.89

3. 生活保護相談・申請・開始・廃止の年度別動向

区 分	相 談 件 数	申 請 件 数	開 始 件 数	廃 止 件 数
令和元年度	1,057	350	308	345
令和2年度	1,216	388	355	332
令和3年度	1,303	436	400	307
令和4年度	1,492	485	420	348
令和5年度	1,485	474	434	370

4. 労働力類型別動向（各年度平均）

（上段：世帯数 下段：割合）（停止中は除く）

区 分	世帯主が働いている世帯				世帯主不就労 世帯員就労世帯	働いている者 のいない世帯	計
	常 用	日 雇	内 職	その他			
令和元年度	450 14.9%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	64 2.0%	2,496 82.8%	3,013 100%
令和2年度	424 14.0%	2 0.1%	2 0.1%	1 0.1%	61 2.0%	2,528 83.7%	3,018 100%
令和3年度	415 13.4%	1 0.1%	2 0.1%	2 0.1%	58 1.8%	2,606 84.5%	3,084 100%
令和4年度	426 13.4%	1 0.1%	2 0.1%	3 0.1%	57 1.8%	2,678 84.5%	3,167 100%
令和5年度	447 13.8%	1 0.1%	3 0.1%	5 0.1%	60 1.9%	2,711 84.0%	3,227 100%

5. 世帯類型別動向（各年度平均）

（世帯数）（停止中は除く）

区 分	高 齢 者	母 子	傷 病 障 害		そ の 他	計
			傷 病	障 害		
令和元年度	1,458	213	378	457	507	3,013
令和2年度	1,496	201	369	458	494	3,018
令和3年度	1,538	196	386	467	497	3,084
令和4年度	1,570	185	397	504	511	3,167
令和5年度	1,574	187	420	521	525	3,227

6. 保護開始理由

（上段：世帯数 下段：割合）

区 分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	働 き 手 と 死 別 ・ 離 別	就労収入の 減 少	年金等不労 収 入 減 少	そ の 他	合 計
令和元年度	38 12.3%	3 1.0%	4 1.3%	39 12.7%	190 61.7%	34 11.0%	308 100%
令和2年度	21 5.9%	1 0.3%	3 0.9%	70 19.7%	222 62.5%	38 10.7%	355 100%
令和3年度	30 7.5%	3 0.7%	3 0.7%	41 10.3%	258 64.5%	65 16.3%	400 100%
令和4年度	40 9.5%	2 0.5%	7 1.7%	36 8.6%	274 65.2%	61 14.5%	420 100%
令和5年度	47 10.8%	3 0.7%	8 1.8%	48 11.1%	254 58.5%	74 17.1%	434 100%

7. 保護廃止理由

(上段：世帯数 下段：割合)

区 分	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死 亡	就労収入 の増加	働き手の 転 入	年金等の 不労収入増	施設入所	医 療 他法負担	その他	合 計
令和元年度	1 0.3%	0 0.0%	129 37.4%	55 15.9%	2 0.6%	13 3.8%	10 2.9%	2 0.5%	133 38.6%	345 100%
令和2年度	0 0.0%	0 0.0%	127 38.3%	56 16.9%	2 0.6%	14 4.2%	12 3.6%	2 0.6%	119 35.8%	332 100%
令和3年度	0 0.0%	0 0.0%	130 42.5%	39 12.7%	1 0.3%	8 2.6%	15 4.8%	2 0.6%	112 36.5%	307 100%
令和4年度	0 0.0%	0 0.0%	117 33.7%	46 13.2%	0 0.0%	4 1.1%	17 4.9%	0 0.0%	164 47.1%	348 100%
令和5年度	0 0.0%	0 0.0%	159 43%	36 9.7%	0 0.0%	5 1.3%	8 2.2%	0 0.0%	162 43.8%	370 100%

8. 扶助別、世帯人員数(各年度平均)

(上段：世帯数 下段：人員数)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施 設
令和元年度	2,627 3,472	2,632 3,473	190 279	661 684	2,768 3,536	1 1	87 99	4 4	48 48
令和2年度	2,605 3,382	2,630 3,405	186 268	660 685	2,747 3,424	0 0	77 88	5 5	45 45
令和3年度	2,661 3,407	2,688 3,425	166 240	699 731	2,791 3,432	1 1	75 85	3 3	44 44
令和4年度	2,726 3,476	2,766 3,500	150 218	728 757	2,867 3,517	1 1	68 78	5 5	47 47
令和5年度	2,774 3,519	2,824 3,558	145 219	754 782	2,895 3,542	3 3	64 74	4 4	45 45

9. 医療扶助実施状況(令和5年度平均)

区 分	入 院			入 院 外			合 計
	精 神	その他	計	精 神	その他	計	
人 員 (人)	34	143	177	22	3,341	3,363	3,540
比 率 (%)	1.0%	4.0%	5.0%	0.6%	94.3%	95.0%	100%